

令和4年度 第2回藤枝市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和5年3月24日（金） 午後2時30分～3時45分

場 所：藤枝市役所 別館 第1会議室

出席委員：松永委員長 井原副委員長 山下委員 永田委員 堀川委員 藤田委員 小林委員
田中委員 飯田委員

議 事：（1）第2期藤枝市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

事務局から資料について説明

委員長：質問やご意見がありましたらお願いいたします。

子ども・子育て支援法は、バリエーションに富んだいろいろな子育てのあり方のサポートと言いますか、保育所に限らず小規模保育とか家庭的保育等、いろいろな形の保育をきちんとバックアップする狙いがあると聞いていたものの、計画自体は保育所とか認定こども園を整備して量をどう確保するかというものになっています。この10年間は量の確保が大きな流れでしたが、去年いろんな報道がされる中で、保育のあり方そのものを見直した方がいい。保育士の安定的な雇用とか給与の保障とか、放課後児童クラブも含めてですが、数を見直すと同時に質をどう担保していくのか。そのあたりを大胆に見直していく必要があるのではないかと思います。

事務局：おっしゃるとおりで、昨年には悲劇的な事故が起こったりする中で、質をどう向上するかに今後取り組んでいかなければならないと感じています。当課では来年度から課内に保育統括担当参事を配置し、公立・私立全ての園で保育の質を上げ人材育成を行っていきます。また、本市は周辺の市町に比べて小規模保育事業所が32園と非常に多いのが特徴で、いろいろな保育の形に対応できる環境を整えております。

委員長：子育て環境というと親御さんの子育ての支援が必要ですので、生涯学習とか社会教育とか家庭教育等の関連部署とも連携をしていただきたい。

副委員長：量の見込みと申込数の乖離について、原因はどこにあるのでしょうか。

事務局：コロナの影響により出生数が減少していることや祖父母の保育量が低下していることから保育のニーズが高まったという部分で、乖離が出ている部分があると考えております。

副委員長：家庭にいるまだ一度も施設に行ったことのない子どもを預かるという話もあります。空きのクラスを使うという話も出てきているので、施設も無園児の数を加味して確保する必要があるのでしょうか。

事務局：無園児の保育の取組については、国がモデル事業を通じて今後、具体的に検討していくこととなっております。

委員長：本件についてご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

委 員：一同異議なし

議 事：（2）特定教育・保育施設の確認について

事務局から資料について説明

委員長：質問やご意見がありましたらお願いいたします。

副委員長：「認可定員」は施設の大きさから出される定員数で、「利用定員」は保育できる数、ということでしょうか。

事務局：認可定員は認定要件や年齢にかかわらず全ての人数、利用定員は歳児ごと、認定要件ごとの人数となります。

副委員長：定員数の差が大きいですが、実際の利用者に合わせてということですか。いつでも変更できる？ 給付費の計算は？ 認可定員を設定後何年くらいで利用数が減ってしまったのか。

事務局：給付費は利用定員で支給となります。利用定員を利用者の数に適正な形で合わせて、それに沿って1人当たりの単価で給付費を算定するということです。

何年か経過しなければ変更してはいけないというルールは特にありませんが、3年とか5年とかというスパンで園児数を見る中で、実際のニーズに沿った利用定員に設定し直すと、その利用定員をもとにした給付費が園の方に支払われて適正な運営に繋がるという形になります。藤枝市の認定こども園は、ほとんどが幼稚園から移行しております。幼稚園が認定こども園になった時に、1号認定の定員を少なくしてしまうとそれまで幼稚園としてお預かりしている園児さんを受け入れられなくなってしまいますので、その時の園児数をもとに1号認定の定員数を設定しております。その後、時代の流れで共働きが増えたりして、2号認定、いわゆる保育の必要があって夕方まで預かってほしいというご家族が増え、逆に幼稚園の時間だけでいいという1号認定が減ってきた状況があり、1号の定員を減らしてニーズに沿った形にするという話が出てきたところです。

副委員長：立派な施設があって活用してほしいなという思いはありますが、小規模の施設を作りすぎたというのものもあるだろうと思いますので、市としても今後の子どもの数を考えた時に今後どう舵取りをしていくのか。新制度に移行した幼稚園は、認定こども園と同じように給付を受けての収入に変わって、私学補助ではなくなるということですね。

事務局：おっしゃるとおりです。

委員：認定こども園の理事をやっていますが、保育士の確保が非常に困難であり苦慮しているという話がありました。こどもの減少だけでなく人材確保は難しい問題だと思います。

委員：3歳の利用定員が多くて4・5歳の利用定員が減るのは、3歳のお子さんがそのまま4・5歳児クラスに上がるわけではないということでしょうか。

事務局：満3歳児クラスの定員数を3歳の利用定員に含めているために3歳の定員だけが増えているように見えます。

委員長：本件についてご承認をいただいたということでもよろしいでしょうか。

委員：一同異議なし

議 事：(3) 地域型保育事業の認可・確認について

事務局から資料について説明

副委員長：運営主体が変更する園について、通っているお子さんや保育に当たる保育士はそのままということでもよろしいでしょうか。

事務局：先生もそのまま、運営主体のみが変更になることで確認しております。

委員長：本件についてご承認をいただいたということでもよろしいでしょうか。

委員：一同異議なし。

【報告事項】

(1) 令和5年4月1日施行の条例等改正について

事務局から資料について説明

(2) 令和5年度当初予算及び組織について

事務局から資料について説明

委員長：こども未来応援局長がセンター長を兼務し、健康推進課長と母子保健係長、係員がこども課と兼務になるということですね。

事務局：センターとして命令系統を一本化する形になります。

委員：総括支援員は児童福祉と母子保健の知識を持った職員ということですが、教育委員会との連携も総括支援員が担当ということでしょうか。

事務局：教育委員会との連携につきましては、現在実施している「子ども・若者総合サポート会議」において、子ども・若者支援課が調整機関となります。4つ会議が行われますが、教育委員会と事務局である子ども・若者支援課は全会議にメンバーとして入っており、学校で課題のある生徒さんやご家庭についての情報を共有して、各課が連携して支援策を検討しております。

委員：学校側では4つの会議で聞き取りがあつて内容が重なる部分もあるので、どうにかならないかという思いもあるようです。

事務局：学校の関わりがあるのは虐待やDV、いろんな課題を持った児童生徒さんの対応ということになると思います。必要な情報をどう共有するかについては、現場からのご意見として検討したいと思います。

(3) 「藤枝市こども基本条例」について

事務局から資料について説明

委員：「こども」の表記は、こども基本法では全て平仮名になるのでしょうか？

事務局：今回のこども家庭庁関連では表記が全て「こども」になっています。ただ、本会議につきましては、国の根拠法が「子ども・子育て支援法」でこちらは「子ども」となっており、市の条例上も「子ども・子育て会議」という名前になっています。

委員：「子どもの権利条約」の4つの権利のうち「参加する権利」の中に「団体を作ったり」とありますが、これはどういう意味でしょうか。

事務局：大人と同じように、自分の意志で集まってグループを作ったりして意見を表明することができるという意味だと思います。学校だけではなくて、自分の意志で市民活動をしたり、活動するグループ、居場所を作ったり参加したりして、社会参加の一つの方法として、意見を表明していいよということではないかと思えます。

委員：今回、児童課がこども課になるというのも、こういった内容の絡みということでしょうか。

事務局：来年度、市政においては子ども・子育て施策を大きな柱におき、予算を確保し体制も整えて、新しい事業も展開して強力に推進していく、国ではこども家庭庁が立ち上がって、本市でもこども家庭センターを整備するという中で、こども課になって心機一転進めていこうというイメージで捉えていただければと思います。

委員：市内で、幼稚園で私学助成金を受けている園はありますか？

事務局：4月1日現在で新制度に移行していないが3園ございます。その3園のうちの1園は、令和6年度から認定こども園化をされる予定でおります。

委員：幼稚園はこども家庭庁の管轄外と聞いていますが、幼稚園や幼稚園児についての施策は市のこども家庭センターやこども課、こども未来応援局が行うということでしょうか。

事務局：本市では幼稚園へのいろいろな支援も児童課で行っており、支援体制は新制度に移行しても移行しなくても変わりません。市としては、子育て施策として、全ての子育て世帯をこども家庭センターでしっかり支援していきます。妊娠して出産して、その後、幼稚園や保育園に行く方もいますし、例えば虐待とか困窮など特別な支援が必要な場合や、発達に課題があるとか、課題を持つお子さんをアセスメントする中で必要な支援に繋げていくのがこども家庭センターであり、センターを中心としたネットワークにおいて、年齢に合わせて教育委員会等と連携していくということになります。

委員長：これで本日の議題はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。みなさまご協力ありがとうございました。

こども発達支援センターチラシ（当日配布）について

事務局から資料について説明

委員：親族の子が発達障害で、小学校に行けていない。友達同士が苦手で、朝から晩までお母さんと2人で家の中にいて、痲癩が出ると母親が受け止めながら過ごしています。話を聞くと、放課後デイサービスとかフリースクール等に行ける子はいいが、そういうところが苦手となるとどこにも行き場がない、親も状況が落ち着くまでとにかく耐えるしかない。市にも相談していると言ってはいましたが、人との付き合いが苦手だということで学ぶ機会が与えられていない。発達障害の子が増えているという報道もありますが、そういう子に対する支援について、何か突破口みたいなものがあるのか。

事務局：子ども発達支援センターでも、小中学生の不登校のお子さんのご相談に力を入れているところです。実際のところ、不登校や登校渋りになるお子さんのうち発達に課題があると思われる子はかなり増えていると思われます。本市でも3割ぐらいの方が発達の課題があるということで検査を受けられております。そのお子さんたちを、どういう形で支援を展開したらいいか。今は単発的な相談になってしまうことが多いので、そこをじっくりと回数重ねて支援を考えていこうということで新しい事業を展開し始めました。保護者の方は丁寧な関わりを求めています。学校の先生方は本当によくやってくださっていますが、1クラス35人のお子さんを見る中で、必要なご家庭に十分な支援が回らないというのが現実ですので、学校にご協力いただきながら、子ども発達支援センターでもご家族の相談対応の充実を図っているところです。学べる機会の確保については、民間団体がこの問題についてアンケートをとったり教育委員会にヒアリングするなど活発に活動していますので、その結果も見つつ、放課後デイサービスやフリースクール等ではない居場所、親元を離れて安心して通える場所を確保していく必要があると思っています。相談したい方がいらっしゃいましたら子ども発達支援センターにお声掛けください。よろしくお祈りします。

事務局：最後になりましたが、委員の皆様におかれましては今年度末をもって委嘱期間が終了いたします。この2年間はコロナの影響もありいろいろとご迷惑をおかけしましたが、本当にありがとうございました。

（午後3時45分議事終了）